

平成 2 9 年 度
(第 1 回)

能 美 市 都 市 計 画 審 議 会

議 事 録

日 時 平成 3 0 年 3 月 1 9 日 (月)
1 3 時 3 0 分 ~ 1 4 時 1 0 分

場 所 能 美 市 役 所 本 庁 舎 大 会 議 室

●司 会

皆様、お疲れ様です。本日はお忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。司会を務めます、都市計画課長の喜多でございます。よろしくお願いいたします。

只今より、平成29年度第1回能美市都市計画審議会を開催致します。開催にあたりまして、井出市長よりご挨拶を申し上げます。

●市 長

本日はお忙しい中、審議会にご足労いただき、誠にありがとうございます。

本日の審議案件にも関わることですが、能美市の現在の状況について、簡単にご説明いたします。3月25日には、能美市民の悲願であった能美根上スマートインターチェンジ（以下、スマートIC）が開業します。そして石川県におかれましては、加賀海浜産業道路の整備を進めていただいております、先ごろ手取川架橋の工事に着手しております。更には、東西を横断し、市内の一体性をもたらす能美東西連絡道路の整備を順次進めております。

これら交通インフラおよび周辺環境をいかに活用していくか、様々な専門をお持ちの委員の皆様のお知恵をいただいきたいと思っております。

また、人手不足の解消や、工業用地および住宅用地の確保、基幹産業である農業の振興などの能美市の課題に対応する都市計画行政を推し進めたいと思っております。

能美市という地域それぞれの特性を活かし、バランスよく開発を行っていきたく思いますので、委員の皆様にはご協力のほど、よろしくお願いいたします。

●司 会

本日の審議会には、現在の委員13名全員の出席をいただいております。能美市都市計画審議会条例第5条第2項の規定による定足数を超過しておりますので、審議会は成立致しております。

ここで、新しく委員になられた方々をご紹介します。

能美市議会議長 南山 修一 様です。

能美市議会産業経済常任委員長 米田 敏勝 様です。

石川県南加賀土木総合事務所長 鈴木 穰 様です。

石川県南加賀農林総合事務所長 山崎 浩一 様です。

能美市町会連合会会長 吉田 良 様です。

なお、委員の皆様の任期につきましては、平成31年1月31日までとなっております。よろしくお願いいたします。

運営要領により会長が会議の議長となります。又村会長よろしくお願いいたします。

●会 長

委員の皆様方におかれましては、本日の審議に対して、ご協力をよろしくお願い申し上げます。それぞれの立場で有意義なご意見を頂戴したいと思います。

それでは、議事の進行に務めます。

まず、議事録署名者を指名いたします。議事録署名者は、竹本委員と畑中委員にお願い致します。

初めに本日の審議会に上程されました案件について、本多産業建設部長よりご説明願います。

●部 長

本日、皆様にお諮りします案件は、お手元の議案書のとおり、都市計画道路に関する審議案件2件、能美根上スマートIC周辺の土地利用に関する審議案件3件の、合計5件であり、事務局よりご説明申し上げます。

なお、本日の会議につきましては1時間程度を目安としておりますので、慎重な審議とご協力をよろしくお願い致します。

●会 長

それでは、議案について、事務局より説明を求めます。

●事務局

議案第1号「能美都市計画道路の変更」についてご説明いたします。対象となる路線は「3・4・5号 根上小松線」と「3・5・33号 松本福島線」の2路線であり、石川県が進めている「加賀海浜産業道路」の一部区間の整備に伴い、今回変更するものです。

「3・4・5号 根上小松線」と「3・5・33号 松本福島線」の位置はこちらになります。今回変更する区間はこちらの能美市吉原町地内になります。白山市や川北町との境に位置しており、能美根上スマートICにも近い場所です。

ここで、「加賀海浜産業道路」について、簡単にご説明いたします。

加賀海浜産業道路は、加賀地域と金沢港とを連結する海側の南北幹線として、相互のアクセスを強化し、物流の効率化によるものづくり企業の更なる集積に繋がる幹線道路です。

今回、白山市松本町から能美市福島町までの区間において、多数の企業が集中している工業地域における交通の分散を図るため、「松本福島線」を新たに都市計画決定するものです。

白山市、川北町、能美市の2市1町にまたがる路線であるため、路線名称は「松本福島線」に統一し、それぞれの都市計画区域に含まれる区間に分けて決定します。

つまり「3・5・33号 松本福島線」は、加賀海浜産業道路の一部区間を担う幹線道路である「松本福島線」のうち、能美都市計画区域に含まれる延長約810mについて、幅員12m、車線数2車線の都市計画道路として、今回新たに位置付けられるものです。

「松本福島線」の終点部である能美市地内においては、平成26年度から既に事業が開始されていますが、ルートが未決定であった起点部の白山市から川北町のルートがこの度決定したため、このタイミングでの都市計画決定となったものです。

「3・4・5号 根上小松線」については、松本福島線の新規追加に伴う機能の代替により、一部区間を廃止するものです。

以上で、議案第1号についてのご説明を終わります。なお、本案件につきましては、2月6日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

●会 長

只今、説明のありました議案第1号について、ご意見・ご質問がありましたらご発言願います。

●山本委員

加賀海浜産業道路について、歩道は架橋部分も含めて全線確保されていますか。

●事務局

架橋部分も含めて全線確保されています。一部4車線の区間がありますが、その区間は両側歩道で整備されます。

●会 長

ほかに何かご意見・ご質問はありませんか。

ほかにないようですので、議案について採決を行います。

なお、議案第1号については、県が決定する案件でありますので、本審議会での意見聴取の後、県の都市計画審議会で審議されることとなります。

それでは、議案第1号について、原案のとおり了承することに異議ありませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●会 長

「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。
それでは、次の議案について、事務局より説明を求めます。

●事務局

続いて、議案第2号「能美都市計画道路の変更」についてご説明いたします。こちらの対象路線は「3・5・19号 高堂泉台線」であり、能美東西連絡道路の一部区間を担う路線です。この路線も県道を含む路線であり、石川県が決定権者となります。

「3・5・19号 高堂泉台線」の位置はこちらになります。国道8号の高堂ランプから泉台町地内まで、能美市の中央部を東西に横断する路線です。今回の変更区間は、こちらの能美市湯谷町地内になります。

ここで、能美東西連絡道路の概要を簡単にご説明いたします。

能美市南部を東西に横断する全長約8kmの計画道路であり、地域相互の連携、沿道地域の活性化、防災時の避難経路など、多面的な機能を有する幹線道路です。

平成27年2月に起点部である下ノ江町から中ノ江町までの、JR北陸本線を跨ぐ区間が完成し、平成28年4月には末信町から湯谷町までの区間が完成しています。また、現在、中ノ江町から寺井町までの区間について、事業を着手しています。

今回の変更区間です。道路幅員が6.6mと狭く、歩道も整備されていません。歩行者や自転車利用者の安全が危惧されており、また車両においても交差点での滞留や車線を跨いで走行するといった現状にあります。

ここで高堂泉台線の幅員についてご説明します。本路線では幅員が12mの区間と16mの区間があり、区間延長の長い幅員12mを代表幅員としております。今回変更する区間は幅員16mの区間になります。

本区間においては、道路の幅員を16mから12mに変更します。変更内容としては、まず、停車帯1mを廃止します。これは、沿道において宅地開発が進んでいるため、商業施設等における道路上での一時駐車による荷捌き需要が見込まれないことによるものです。

加えて、植樹帯1mを廃止します。これは、区画道路が多く接続するため交差点の間隔が短いことや、湯野小学校が近接していることから、歩行者の安全な通行を確保するため、視界を妨げないように見通しに必要な空間を確保するためです。片側2mの両側分で合わせて4m、幅員を縮小します。

変更する区間の延長については、幅員を縮小する区間約310mに、前後の擦り付け区間約120mを加えた約430mとします。

以上で、議案第2号についてのご説明を終わります。なお、本案件につきましては、2月27日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

●会 長

只今、説明のありました議案第2号について、ご意見・ご質問がありましたらご発言願います。

●森委員

住宅建築が進んでいるので、不必要な拡幅はしないほうが良いと思うが、雪が降った時に路肩が狭いと除雪がしにくくなると思います。将来的には消雪装置の導入を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

●事務局

人家も連担してきており、将来的に消雪装置の必要性は高まると思っております。事業実施の際には検討していきたいと考えています。

●森委員

能美東西連絡道路は、市の東西を繋ぐ、また旧3町を繋ぐ重要な道路ですので、早期の全線開通をお願いしたいと思います。

ただ、加賀産業開発道路に接続する箇所においては、丘陵部であり仕方のないことかもしれませんが、路線がうねり見通しも悪いので、できるだけ直線になった方が良くと思います。

また、せっかくの市内を横断出来る道路であるのに、加賀産業開発道路から能美東西連絡道路に繋がる交差点が分かりにくいと感じています。誘導サイン等の整備も行えば良いかと思えます。

●事務局

案内サインについては、九谷陶芸村への誘導に関しても、加賀産業開発道路のどこの交差点を曲がればよいか分かり難いという意見を九谷焼業界からいただいています。それと合わせて分かりやすいものへ、案内サイン等の整備を検討していきたいと思えます。

●会 長

ほかに何かご意見・ご質問はありませんか。

ほかにはないようですので、議案について採決を行います。

なお、議案第2号についても、県が決定する案件でありますので、本審議会での意見聴取の後、県の都市計画審議会で審議されることとなります。

それでは、議案第2号について、原案のとおり了承することに異議ありませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●会 長

「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。

それでは、次の議案について、事務局より説明を求めます。

●事務局

続いて、議案第3号、第4号および第5号について、これら3件は関連がありますので、合わせてご説明いたします。

来たる3月25日に開通する、能美根上スマートIC周辺の土地利用に関する変更です。能美市が決定権者となります。

対象となる箇所はこちらの能美市吉原釜屋町地内になります。スマートICの周辺であり、市内の海側を南北に縦断する「木曾街道線」に接しています。

先程説明しました加賀海浜産業道路とのアクセスも容易であり、交通利便性の高い箇所となっています。

対象箇所を航空写真で見ると、このような状況となっています。保安林を除くエリアに、新規に用途地域を指定します。

用途地域を指定する目的は、当該地域の土地利用計画をスマートICの整備効果を見込んだものに見直すことです。

新規に用途地域を指定するエリアには、現在、田園地域の集落の活力維持を目的として、特定の建築物や工作物の用途を制限する「特定用途制限地域」が指定されています。しかし、このままの土地利用では、スマートICの整備効果を十分に発揮することが出来ないと考えています。

そこで、能美市の陸の玄関口となるスマートICの開通に伴い、交通の利便性を活かした企業の立地や、遠方からの企業への出張者が滞在できる宿泊施設および沿道サービス施設などの利便施設の開発需要の高まりに対応すべく、今回、新たに用途地域として「準工業地域」を指定するものです。指定する面積は4.8haです。

以上が議案第3号「用途地域の変更」の説明になります。

新規に用途地域「準工業地域」を指定することに伴い、これまで指定していた特定用途制限地域が削除されます。準工業地域の指定面積と同じ面積が削除されます。

以上が議案第4号「特定用途制限地域の変更」の説明になります。

準工業地域の新規指定に合わせて、同エリアに「特別用途地区」を追加指定します。特別用途地区とは、特に、土地利用の増進や環境の保護などを図る必要のある地区において、その地区の特性を活かした土地利用の規制や誘導を図るため、用途地域を補完して定める制度です。

準工業地域は住宅、商業店舗、工場など多様な用途の建物が建てられる用途地域であるため、当該エリアが目指す地域特性に馴染まない施設は、あらかじめ規制しておく必要があります。具体的には、ラブホテルやパチンコといった風俗営業施設や環境を悪化させる恐れのある工場の立地を規制します。

能美市には5種類の特別用途地区がありますが、当該エリアが目指す土地利用の条件を満たす規制内容である「第一種特別工業地区」を指定します。

以上が議案第5号「特別用途地区の変更」の説明になります。

議案第3号、第4号および第5号についてのご説明を終わります。

なお、本案件につきましても、2月27日から2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上でございます。

●会 長

只今、説明のありました議案第3号、第4号および第5号について、ご意見・ご質問がありましたらご発言願います。

●山本委員

特別用途地区では高さの制限は定められていますか。

●事務局

特別用途地区には高さの制限はありません。ただ、一定以上の高さの建築物を建築する場合は、市に届出が必要となります。着工前に看板を設置し、周知されます。

●竹本委員

議案第3号と第5号との関連性を教えてください。

●事務局

議案第3号は、用途地域である準工業地域を指定するものですが、準工業地域は住宅、商業店舗、工場など、ほとんどの用途の建物が建てられています。

そこで、建築して欲しくないラブホテルやパチンコといった風俗営業施設や環境を悪化させる恐れのある工場などを規制するために指定するのが、議案第5号の特別用途地区になります。

●会 長

ほかに何かご意見・ご質問はありませんか。

ほかにないようですので、議案について採決を行います。

それでは、議案第3号、第4号および第5号について、原案のとおり了承することに異議ありませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●会 長

「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。慎重審議、ありがとうございました。

以上を持ちまして、本日子定の議案審議は終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

●司 会

ありがとうございました。それでは、本多産業建設部長より閉会のご挨拶を申し上げます。

●部 長

本日は長時間に渡りまして慎重なご審議を賜り、ありがとうございました。本日、事務局が用意しました事案については以上でございます。

それでは以上をもちまして、平成29年度第1回能美市都市計画審議会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

能美市都市計画審議会運営要領により、ここに署名する。

議長

又村一夫



署名委員

竹本敏晴



署名委員

畑中美千代

